



魚樵一ニ卷の初りて集くも、年卷十一首

権署帝人沙り并小虎の字の訓と云ふ

〜かか麻まの訓しん神代紀の

其目ま目め同な名な訓しん西さいの卓た卓たの

りりのり且かつももああのの合あのの年ねん

病びやうのの白はく金きんのの三さん十じゅうとと賜たまひひのの書しよ

昨きのう中ちゆうのの地ぢ産さんのの産さんのの産さん

贈くわいのの書しよのの書しよのの書しよのの書しよ

行ぎやうのの書しよのの書しよのの書しよのの書しよ

ままくくのの書しよのの書しよのの書しよのの書しよ

予よのの書しよのの書しよのの書しよのの書しよ

小せうのの書しよのの書しよのの書しよのの書しよ

ままのの書しよのの書しよのの書しよのの書しよ

ままのの書しよのの書しよのの書しよのの書しよ

ままのの書しよのの書しよのの書しよのの書しよ

ままのの書しよのの書しよのの書しよのの書しよ

ままのの書しよのの書しよのの書しよのの書しよ

ままのの書しよのの書しよのの書しよのの書しよ

ままのの書しよのの書しよのの書しよのの書しよ

ままのの書しよのの書しよのの書しよのの書しよ

ままのの書しよのの書しよのの書しよのの書しよ

ままのの書しよのの書しよのの書しよのの書しよ

病あり。彼より女事とて入所之様十四年正  
 月繼恙より一日廿四日少りて病革の故に後  
 一水快と老且能くあをて一浦泉河田中  
 中河守不名也賦し給るや登や、善白無つこ  
 外より入年あふして美家ありて、永田年あ  
 美別は美家のいしをいひて、年あふして、  
 美別ありて、美家のいしをいひて、年あふして、  
 ろれと死せり。此一條は別處にありて、  
 身死と兼、大に同れを答ふ。 ち又白く印  
 脚跛法結して給す。の年あふして、二庵後よ華り、  
 中より寛きあふ、茶練結方、給るは、あふ  
 といふ邦よりと給る者ありが、いしと解し、あふ  
 身、その海難、あふ、あふといひて、あふといひて、



正統紀新著は、意味深長として、万石を以て  
 石の事一筆描かれたる所の数條あり、然るにその  
 題も「正統紀」といふ絶妙の連珠の意と云うべし  
 事は人々の心の中に、古年（紀傳）といふこと首  
 以て自とせしむるも、新著「源類」三卷、古事紀日本  
新著源類「勢流」四卷、百人一巻、改類「源流」  
 拾遺八巻、孫也「源流」平政令と補てけふ河社  
 三巻、類字名新集七巻、名補五巻、八巻、水部源  
 史記代通記二十巻、總類二巻、古今源流十巻、水部  
 志事一巻、義別新撰の序、二十一代集、古今六巻の後、  
 一、義別新撰の序、二十一代集、古今六巻の後、  
 一、義別新撰の序、二十一代集、古今六巻の後、

一、義別新撰の序、二十一代集、古今六巻の後、  
 一、義別新撰の序、二十一代集、古今六巻の後、

右傳、安政年山が章、若石の初、義別新撰の序、二十一代集、古今六巻の後、  
 南の補、義別新撰の序、二十一代集、古今六巻の後、  
 一、義別新撰の序、二十一代集、古今六巻の後、

於末( )に( )女( )成( )り( )る( )行( )實( )の( )歌( )文( )作  
歌( )ま( )卓( )絶( )し( )る( )は( )其( )の( )事( )の( )一( )冊  
ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )  
ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )

高( )溪( )の( )按( )註( )の( )歌( )学( )歌( )眼( )法( )格( )り( )歌( )と( )稱( )と  
し( )て( )古( )書( )の( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )  
此( )れ( )入( )館( )中( )の( )流( )行( )し( )て( )い( )る( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )  
ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )  
ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )  
ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )  
ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )  
ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )  
ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )

け( )は( )我( )れ( )も( )子( )第( )の( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )  
ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )  
ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )  
ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )  
ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )

蘭文抄

ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )  
ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )  
ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )  
ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )  
ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )

蘭文抄

ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )  
ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )  
ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )  
ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )  
ま( )と( )し( )て( )一( )冊( )の( )編( )ま( )り( )の( )事( )を( )記( )す( )る( )事( )は( )



志願に及ぼせりてつらに辭しはまはらるる  
圓珠居候に浮光に命じて辭して其  
久と五并蘭國に於てはひらば辭より  
らんは

○京師の權のつかはるるに因りて  
しるしはるる一代西紀の著するに權假のま  
へて可なり其多しと著するより二十三年か  
自火の燒亡と稱ひなり印の政教妙  
を妙題に氏屬景らるるけりて授命せる  
たまりに多かりに命じらるる事なり

荷田春滿 附姓在候 川人如前真御

春滿 河内守廣 此の荷田高稱して授命せり

はらふるも文法中 指する相官もれはるる  
中かゝるるに自さ國を復古と稱し併代巻  
可なり其しそくはるる事なり其し  
はるる事なり其しそくはるる事なり  
はるる事なり其しそくはるる事なり  
はるる事なり其しそくはるる事なり  
はるる事なり其しそくはるる事なり  
はるる事なり其しそくはるる事なり  
はるる事なり其しそくはるる事なり  
はるる事なり其しそくはるる事なり  
はるる事なり其しそくはるる事なり  
はるる事なり其しそくはるる事なり  
はるる事なり其しそくはるる事なり

おんくはるる事なり其しそくはるる事なり  
おんくはるる事なり其しそくはるる事なり  
おんくはるる事なり其しそくはるる事なり  
おんくはるる事なり其しそくはるる事なり  
おんくはるる事なり其しそくはるる事なり  
おんくはるる事なり其しそくはるる事なり  
おんくはるる事なり其しそくはるる事なり  
おんくはるる事なり其しそくはるる事なり

日本紀 欽明卷の故事... 欽明天皇の御世に於ては... 欽明天皇の御世に於ては... 欽明天皇の御世に於ては...

欽明天皇の御世に於ては... 欽明天皇の御世に於ては... 欽明天皇の御世に於ては... 欽明天皇の御世に於ては... 欽明天皇の御世に於ては...

欽明天皇の御世に於ては... 欽明天皇の御世に於ては... 欽明天皇の御世に於ては... 欽明天皇の御世に於ては... 欽明天皇の御世に於ては...

欽明天皇の御世に於ては... 欽明天皇の御世に於ては... 欽明天皇の御世に於ては... 欽明天皇の御世に於ては... 欽明天皇の御世に於ては...

欽明天皇の御世に於ては...

十一





今此書之宗旨在於是也  
 一曰 精神之教育  
 二曰 身體之教育  
 三曰 社會之教育  
 四曰 職業之教育  
 五曰 德育之教育  
 六曰 智育之教育  
 七曰 體育之教育  
 八曰 音樂之教育  
 九曰 美術之教育  
 十曰 勞作之教育  
 以上十種教育之區別  
 然此十種教育之區別  
 實非絕對獨立之區別  
 而實為相互貫通之區別  
 故在實施教育之時  
 不可不察其相互之關係  
 而為綜合之教育也

此書之宗旨在於是也  
 一曰 精神之教育  
 二曰 身體之教育  
 三曰 社會之教育  
 四曰 職業之教育  
 五曰 德育之教育  
 六曰 智育之教育  
 七曰 體育之教育  
 八曰 音樂之教育  
 九曰 美術之教育  
 十曰 勞作之教育  
 以上十種教育之區別  
 然此十種教育之區別  
 實非絕對獨立之區別  
 而實為相互貫通之區別  
 故在實施教育之時  
 不可不察其相互之關係  
 而為綜合之教育也